

平成 29 年 4 月 1 日

協力会社 各位

株式会社松村組

### 社会保険加入の徹底について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は、国土交通省の「社会保険加入に関する下請指導ガイドライン」（平成 29 年 7 月 28 日改正）、日建連の「社会保険加入促進要綱」及び「同実施要綱」（平成 28 年 9 月 21 日一部改正）に基づき、「平成 28 年 7 月より、一次下請会社においては適正な社会保険に加入することを契約条件とし、平成 29 年 4 月以降は、二次以下も含めたすべての企業において適正な社会保険に加入することを契約条件とする」という方針のもと取組を進めて参りました。

そのような中、国土交通省は、平成 29 年 2 月 24 日付で、平成 29 年度における建設業の社会保険加入率 100%という目標に向け直轄工事の社会保険未加入対策を強化する旨の通知をしました。更に、平成 29 年 2 月 28 日付で各地方公共団体宛に自ら発注する工事における社会保険未加入対策について国土交通省直轄工事における取組を参考するよう要請しました。

弊社は、これらの通知を受け、社会保険未加入対策として下記の要領で取り扱いさせていただきますので、貴社におかれましても貴社の技能労働者の社会保険加入はもとより、二次以下の下請企業に対する企業単位、労働者単位での社会保険加入に係る指導をお願い申し上げます。

敬具

記

#### 【企業単位】

1. 弊社担当者から見積を依頼する場合には、見積書の添付資料として再下請契約予定の企業の社会保険への適正な加入を確認できる書類を弊社担当者に提出して頂きます。
2. 平成 29 年 4 月以降、社会保険への適正な加入ができていない二次以下の下請企業と再下請契約する一次下請企業は、再下請企業に加入指導を行ったうえで、見積提出後 30 日以内に加入を確認できる書類を弊社担当者に提出して下さい。確認書類が提出され

ない場合は、平成 29 年 7 月以降は、同じ施工体制での契約を締結することはできません。

3. 平成 29 年 7 月以降、見積依頼の時点で社会保険への適正な加入ができていない二次以下の下請企業と再下請契約する一次下請企業は、再下請企業に加入指導を行ったうえで、見積提出後 30 日以内に加入を確認できる書類を弊社担当者に提出して下さい。確認書類が提出されない場合は、弊社と契約を締結することはできません。更に次回より同じ施工体制では、見積に参加できません。
4. 平成 29 年 10 月以降、社会保険への適正な加入ができていない二次以下の下請企業と再下請契約する一次下請企業に対しては、見積依頼しない事により契約が締結できません。

#### 【作業員単位】

1. 国土交通省の「社会保険加入に関する下請指導ガイドライン」、日建連の「社会保険加入促進要綱」及び「同実施要綱」の『工事の円滑な施工に著しい支障が生じる懸念がある場合を除き、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき』という方針に基づいた加入指導を行います。
2. 労働者名簿等において未加入が判明した場合には、工事事務所より一次企業を通じて適正な社会保険加入手続きを行うよう猶予期間を設けて加入指導します。
3. 猶予期間を設けた加入指導を行っても改善が見られない場合は弊社各店担当者より、一次企業を通じて速やかに社会保険加入手続きを行うよう書面にて指導を行います。

以上